

令和3年度

資産等報告書審査意見書

令和3年8月2日  
川崎町政治倫理審査会

川崎町政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、川崎町政治倫理条例（平成10年条例第11号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、川崎町長から審査を求められた「資産等報告書の審査について（依頼）」（令和3年6月15日付川総人第13号）により、審査会を開催し、意見を取りまとめたので、下記のとおり提出する。

## 記

### 1. 審査の対象

条例第6条第1項及び第2項に定める資産等報告書提出義務者  
（町長、副町長、議長、副議長、議員及びその配偶者：合計31名）

### 2. 審査の経過

回数	開催日	開催場所	審査の概要
1	7月9日	川崎町役場 2階 会議室2	審査方法の協議及び資産報告書の審査
2	7月16日	川崎町役場 2階 入札室	資産報告書の審査及び指摘事項の確認 資産等報告書審査意見書（案）の確認
3	7月27日	川崎町役場 2階 入札室	資産等報告書審査意見書のまとめ
4	8月2日	町長室	意見書提出

### 3. 審査の方法

各提出義務者から提出された資産報告書について、その記載内容が条例第7条（資産等報告書の内容）、川崎町政治倫理条例施行規則第4条（資産等報告書の記入方法）に定める要領に則り記載されているか、また、記載内容について矛盾はないか等を審査し、さらには前年度の資産報告書との比較を行い、資産等の増減状況、またその原因等に注目しながら資産報告書の各項目に沿って審査を行った。

#### 4. 審査の結果

各提出義務者の多くは提出期限を遵守しているが、今回、期限後の提出となった者がいたため、提出期限については厳守するよう注意願いたい。

なお、報告書の内容については真摯な態度でなされている。また記載内容についても、前年度に比べかなり適正なものとなっている。

しかしながら、数名の報告者については記入漏れや記入欄の間違い等が見られ、今後も更に注意を促す必要がある。

以下の事項を指摘する。

##### (1) 資産について

- ・配偶者に関して、年金収入があるのに、預貯金の普通口座の記載がないもの
- ・農機具等の動産について、未記載があると思われるもの
- ・動産に自動車が生計上されているのに、自動車税の記載がないもの
- ・貯蓄性保険以外の保険を記載しているもの

##### (2) その他

- ・不要な「以下余白」や斜線の記載があるもの
- ・宣誓書については自署が望ましいこと

なお、今回の資産報告書の記載内容からは、政治倫理基準に抵触するような事案は認められなかった。

#### 5. 意見書

条例に基づき、自らの資産等を公表し、政治家としての高潔さを明らかにするという意識は、以前より向上が見受けられるようになったが、全体的に預貯金の額が少ないのではないかと感じられること、前年度との関連性の矛盾や記入間違いなどが未だに見受けられ、例年同じ指摘をしていることが現状である。

今後は、記入誤りや記入漏れ等を無くしていくために、個別指導についても視野に入れ、条例第6条に規定されているように、町長、副町長、教育長については町長に、議員については議長に報告書を提出する義務があるため、提出先の徹底を図り、町長、議長はより一層正確な報告がなされるように指導されたい。

また、配偶者についても公職に就く者の配偶者は資産報告書について求められる旨を十分に認識していただき、自身の報告書同様、正確に記載し提出をしていただきた

い。

報告書は書いて提出すれば良いというものでなく、政治家としての倫理や行動の高潔さを示すための一手段であるという認識を持たなければならないと考え、当審査会は、川崎町の政治家にこの認識が定着するよう、今後も細心の注意を持って審査に臨むものである。

## 6. 審査会からの要請

条例第 3 条に、町民全体の代表者であり奉仕者である町長、副町長、教育長及び議員が、政治倫理基準として遵守しなければならないことが規定されている。この規定を遵守することは当然であるが、町民一人ひとりにも条例第 5 条に規定されている責務があり、さらに政治家の政治倫理に関心を持つよう広く町民に周知していただきたい。

なお、他の市町村の審査会においては、資産報告書の記載事項に誤りがあると判明したときは、訂正を求めることができ、その閲覧については提出期限から 20 日以内ではなく、政治倫理審査会終了後に審査意見書とあわせて行っているところも見受けられる。本町においても、審査会における権利の追加及び審査意見書とあわせた資産報告書閲覧等、条例改正の検討を引き続きお願いしたい。

## 7. むすび

以上、当審査会において各委員が審査し、今後の課題等を取りまとめた意見書をここに提出する。

議会から審査会への講師依頼があり、令和元年 7 月 5 日に政治倫理（条例、資産等報告書の作成含む）について研修会を行ったところであり、報告書の内容については年々適正なものとなっている。今後も政治倫理についてより一層知識を深め、来年度以降、正確な資産等報告書の作成を期待する。

現委員は令和 4 年 6 月 8 日で任期満了となり、資産等報告書については最後の審査になるが、公正で開かれた住民参加型の町政が推進されるよう、及ばずながら委員一丸となって今後も努力することを申し述べたい。

令和3年8月2日

川崎町政治倫理審査会

会 長	久 保	正 敏	副会長	森 坪	和 久
委 員	田 尻	律 子	委 員	谷	文 和
委 員	中 村	千 恵			